平成２３年（フ）第１０２４号
札幌市南区川沿６条４丁目６番５号
債務者　川村奈々美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４０号
札幌市手稲区新発寒６条８丁目８番21号
債務者　工藤　義幸
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１４号
札幌市豊平区美園４条２丁目１番27号　ハイツセンチュリー201号
債務者　坂本　敏弘
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５５号
札幌市西区発寒10条１丁目２番１―406号
債務者　宮島　聖一
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６７号
札幌市中央区大通西11丁目４番地29
債務者　小林　道子（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７７号
札幌市西区二十四軒４条７丁目４番２号　ビュー幸梅11―３号
債務者　小倉　　忍
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０５号
札幌市東区北19条東４丁目１番55号　コーポ高杉201号
債務者　泊川　一雄
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７９号
札幌市豊平区美園11条６丁目２番12号　フルブロッサム201号
債務者　齋藤　文夫
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２２号
札幌市白石区北郷３条７丁目６番24号　第一橋本マンション
債務者　大場　廣藏
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７号
北海道檜山郡上ノ国町字北村350番地の19
債務者　高橋せりか（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第１４５号
群馬県高崎市中里見町５番地１　エクセルディアコートＣ101号
債務者　土屋　重紀（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１６２号
群馬県高崎市上小塙町1063番地１　ハイツ花水木305号
債務者　湯本　敏生
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７２号
千葉県銚子市春日町2150番地　市営住宅Ｃ―２号
債務者　田山　香里
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第８７号
千葉県銚子市内浜町1619番地　紫村アパート３号
債務者　佐倉　慎一
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６７号
神奈川県座間市入谷１丁目387番地の１　ヴェルアージュ座間106号
債務者　佐藤　貴樹
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１９２号
相模原市南区大野台３丁目21番４―503号、住民票上の住所相模原市緑区下九沢291番地７　安瀬隆広方
債務者　安瀬　　悟
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１９３号
神奈川県座間市緑ケ丘２丁目５番８号
債務者　近藤　容子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部